

第3次

田辺市男女共同参画プラン

〈パブリックコメント案〉

令和6年1月時点

目次

第1章 田辺市の男女共同参画の未来	1
1 はじめに	2
2 プランの位置付け	4
3 基本理念（将来像）	6
4 基本理念の実現に向けた基本方針	7
5 施策体系	8
第2章 プランの施策展開	9
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	10
2 女性が活躍できる環境づくり	22
3 多様な立場の人々が安心できる環境づくり	28
第3章 プランの推進体制	37
1 プランの推進	38

第 1 章

田辺市の男女共同参画の未来

この章では、田辺市がめざす男女共同参画の理念やプラン
についての説明を記載しています。

1 はじめに

男女が共に家庭や職場、地域社会等の様々な分野において活躍できる環境を整えるため、近年、様々な法や制度の整備が図られてきています。しかしながら、現状としては、固定的性別役割分担意識の解消までに至っていない中、女性の職業生活や地域社会への参画、男性の家事における役割等の実態において、いまだ様々な課題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症の対応をする中において、内閣府の調査によると、非正規雇用が多い女性の雇用環境が悪化するとともに、DV（配偶者等からの暴力）被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、ぜい弱な生活基盤や固定的性別役割分担意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

さらに、今後急速に進行することが予測される人口減少、少子高齢化に備え、持続可能な社会の形成が重要であり、男女共同参画に関する取り組みの充実がより一層求められているところであります。そのような中、国は、女性の活躍推進や働き方改革など新たな目標を立て、男女共同参画にかかる取り組みを進めています。

田辺市（以下「本市」という。）では、平成19年3月に「田辺市男女共同参画プラン」を策定後、国や和歌山県の動向を踏まえながら、平成26年3月には「第2次田辺市男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会基本法の5つの理念を基本に置き、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進してきました。

本市では、このたび第2次プランの計画期間が満了したことを受け、市民アンケート・事業所アンケート、市民ワークショップを実施し、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として「第3次田辺市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

ワークショップでは「理想の田辺市の姿」を話し合いました。



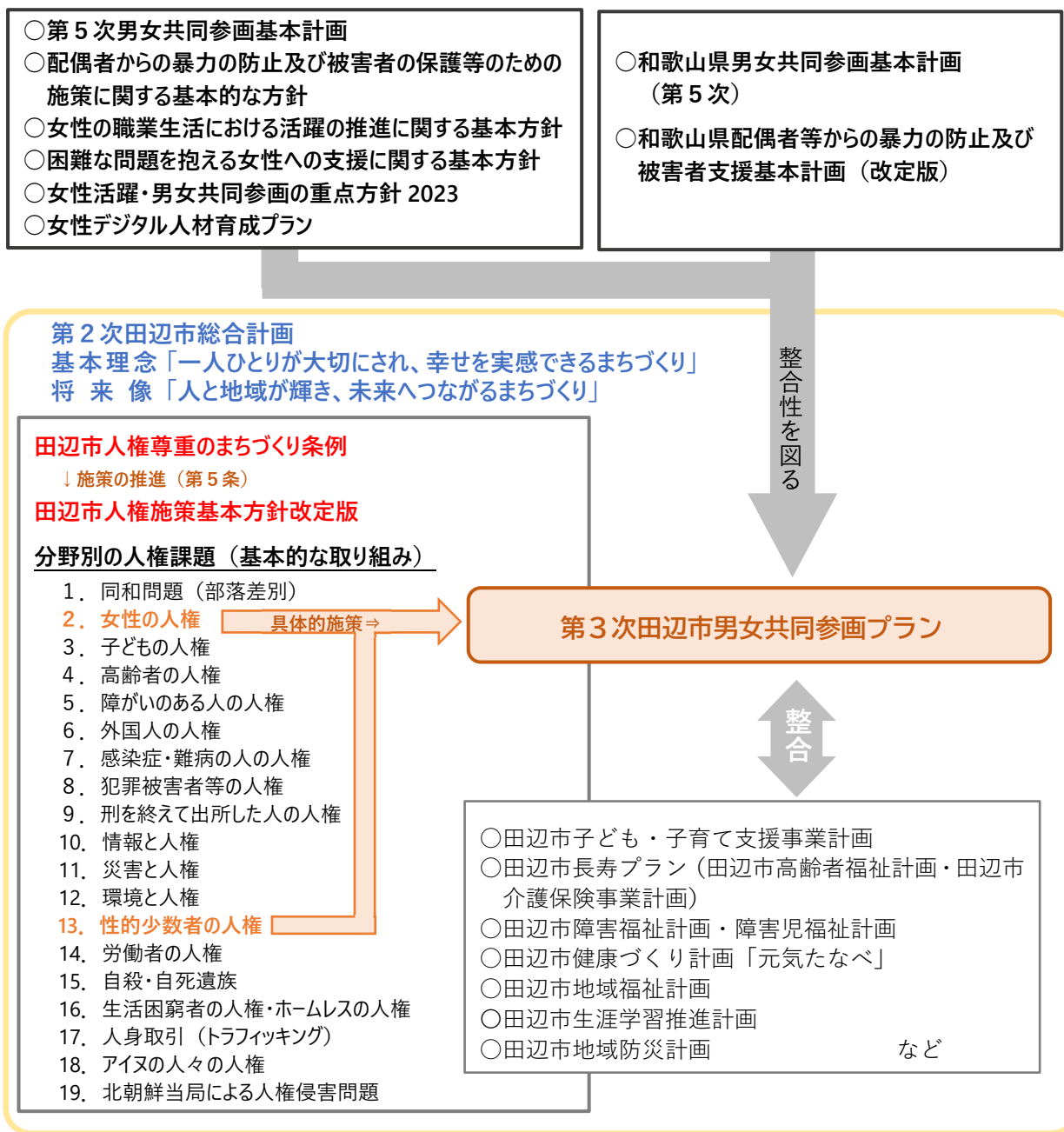
また、田辺市男女共同参画懇話会の委員さんからも意見をもらいました。

- これからの教育や生き方がもっと人に優しく、すべて認め合うことが大切
- 子育て支援や介護の支援を充実させ、女性が職場で活躍しやすい環境を整える
- 男女共同参画に向けた意識改革が必要
- 誰もが自分らしく生きやすい社会をめざすためには、家庭、職場においてジェンダー平等が望ましい
- 男女共同参画にしぼったプランにする必要がある

2 プランの位置付け

(1) プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。



また、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」のターゲットを意識するとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」や「和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）」等を勘案し、市民、事業者、関係機関・団体等、それぞれの立場で、自ら考え行動するために共有する指針となる計画とします。

（２）プランの期間

本プランの期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10か年とします。ただし、令和10年度（計画策定から5年）に見直しを行い、社会情勢の変化や法制度の改正等に対応し、適切な施策の推進を図ります。

和暦（年度）	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
西暦（年度）	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
第3次田辺市男女共同参画プラン										

3 基本理念（将来像）

〈キャッチフレーズ〉

だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ

男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」とされています。

また、国の第5次男女共同参画基本計画では、「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながる」とされており、目指すべき社会として、次の4点が提示されています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした考え方は、田辺市のまちづくりの理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」にも相通ずる考え方であり、田辺市に住むだれもが、それぞれの個性と能力を認め合うことで、自分らしい生き方を選択できるようになり、それが幸せを実感できることにつながり、住み続けたいまちになっていくと考えます。

そこで、本プランでは、基本理念を「だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ」とし、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、関係機関・団体等が、それぞれの立場で、自ら考え行動していけるよう、取組を進めていきます。

4 基本理念の実現に向けた基本方針

本プランにおいては、基本理念を実現するため、下記の基本方針を定めます。

基本方針

1

あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる人々が男女共同参画を身近な問題としてとらえることができるような意識啓発と、主体的に考え、行動できる人材の育成を進めます。

また、多様性に富んだ持続可能な社会を実現するため、行政分野や経済分野のみならず、まちづくりの様々な分野において、男女共同参画を進めます。

基本方針

2

女性が活躍できる環境づくり

誰もが自らの選択においてその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合い、いきいきと活躍できる社会を目指します。

また、家庭生活と職業生活・まちづくり活動等との両立を図るために必要な環境の整備を進めます。

基本方針

3

多様な立場の人々が安心できる環境づくり

女性が出会う様々な悩みをともに受け止め、気持ちの整理のお手伝いをし、問題解決のための一歩を踏み出す応援につなげていくための相談体制を整備します。

また、DV、性暴力・性犯罪、ストーカーなどの被害者対応を関係機関と連携して適切な支援につなげていくとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を育てていく取組を進めます。

5 施策体系

基本方針	施策	No.	取組	法律	
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の意識啓発	1	男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進	・基本 ・DV ・理解	
	(2) 男女共同参画に関する学習の推進	2	学校における男女平等を推進する教育の充実	・基本 ・理解	
		3	生涯にわたる男女共同参画学習の推進		
	(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	4	行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	・基本	
		5	事業者・経済団体における方針決定過程への男女共同参画の促進		
	(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進	6	地域社会における男女共同参画の推進		
		7	まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進		
	(5) 消防・防災分野における男女共同参画の推進	8	消防・防災分野における男女共同参画の推進		
(6) 家庭生活における男女共同参画の促進	9	家庭生活における男女共同参画の促進			
2 女性が活躍できる環境づくり	(1) 職業生活における女性活躍の推進	10	女性が活躍できる就業環境の整備の促進		・活躍
		11	女性の職業能力開発等の促進		
		12	農林水産業における男女共同参画の推進		
(2) 子育て・介護等の支援の充実	13	男女共同参画・女性活躍につながる子育て・介護等の支援の充実	・基本 ・活躍		
3 多様な立場の人々が安心できる環境づくり	(1) 相談体制の整備	14	相談体制の整備	・基本 ・DV ・支援	
	(2) 男女間の暴力の根絶を目指す仕組みづくり	15	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	・DV	
		16	関係機関との連携によるDV被害者の保護と自立に向けた支援		
	(3) 困難を抱える女性への支援	17	性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難を抱える女性への支援	・支援	
		18	ひとり親家庭への支援		
	(4) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進	19	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進	・理解	
	(5) 生涯を通じた健康づくり支援	20	生涯を通じた健康づくり支援		
21		妊娠・出産に関する健康づくり支援			

「基本」…男女共同参画社会基本法

「DV」…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

「活躍」…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

「支援」…困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

「理解」…性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解の増進に関する法律

第 2 章

プランの施策展開

この章では、第1章に示した基本理念、基本方針に沿って各取組内容を掲載しています。

1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の意識啓発

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 今もなお残っている固定的な役割分担意識を見直し、市民一人ひとりが自らの問題としてとらえ、身近なところから男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりができるよう講座や講演会を開催しました。
- 市公式 SNS の X (旧ツイッター)、Facebook (フェイスブック) 及び LINE (ライン) を活用し、男女共同参画に関する各種講座の案内や男女共同参画週間等の情報について、インターネットを通じた幅広い情報発信に努めました。

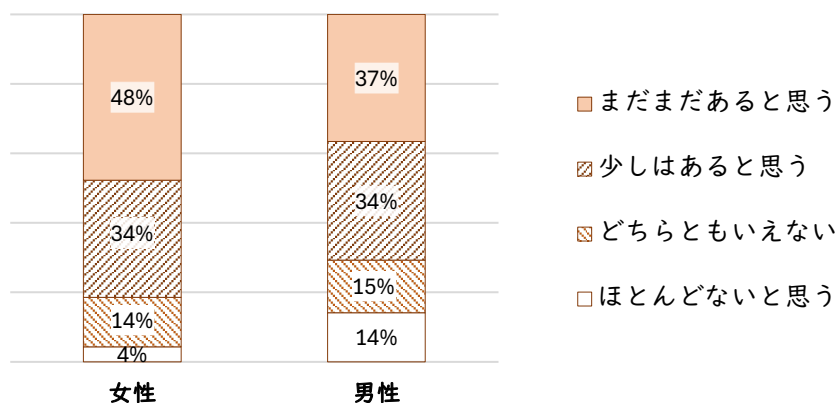
〈内閣府「みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等」〉

ターゲット 5.1 すべての女性に対するあらゆる差別をなくす。

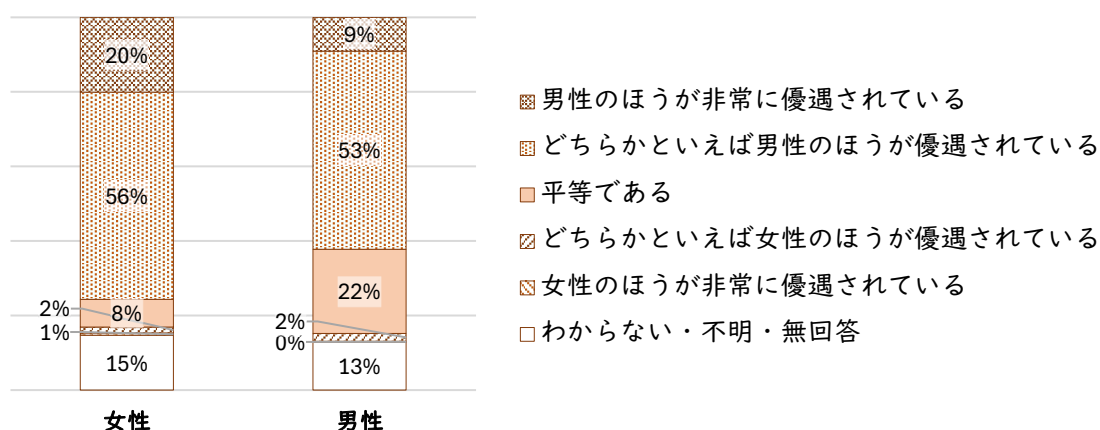
〈アンケート調査より〉

- ▲ 「男は仕事、女は家庭」というような、性別によって男女の役割を決めるような考え方について、「少しはあると思う」も含め、役割を決めるような考え方があると回答した方が、女性では約8割、男性では約7割となっています。
- ▲ 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感については、男女ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した方が最も多くなっています。
- ▲ 男女共同参画の実現に力をいれていくべきことについて、「男女共同参画の視点から、慣習の見直しや啓発をすすめる」が、約3割強で第3位となっています。
- ▲ 事業所が男女共同参画を推進する上で市に期待する取組について、「社会の変化や法律・制度改正に関する情報提供」が、約4割強で第3位となっています。

【性別によって男女の役割を決めるような考え方】



【社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感について】



理念実現に向けて必要なこと

男女が平等になっていると感じる人の割合は、性別や年代によって違いがあります。特に、理想では男女平等を願いながらも、実際は実現していないといった理想と現実の差もある一方で、年代によっては、夫婦間の性別役割分担意識の変化もみられています。

性別による固定的な役割分担意識を見直し、仕事と家庭の両立など、男女共同参画を進めるためには、あらゆる人々が男女共同参画を身近な問題としてとらえることができるような意識啓発が必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
1	男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進 ①性別による固定的な役割分担意識を見直し、仕事と家庭の両立など、男女共同参画を進めるための講座、講演会などの開催 ②男女共同参画関連グッズの配布による啓発 ③田辺市公式 SNS の X (旧ツイッター)、Facebook (フェイスブック) 及び LINE (ライン) やホームページでの情報発信 ④「広報田辺」への記事掲載 ⑤男女共同参画センター広報紙「ゆう」の発行 ⑥男女共同参画に関する図書・資料等の収集、閲覧・貸出しによる情報提供	男女共同参画推進室 人権推進課 企画広報課

(2) 男女共同参画に関する学習の推進

現 状

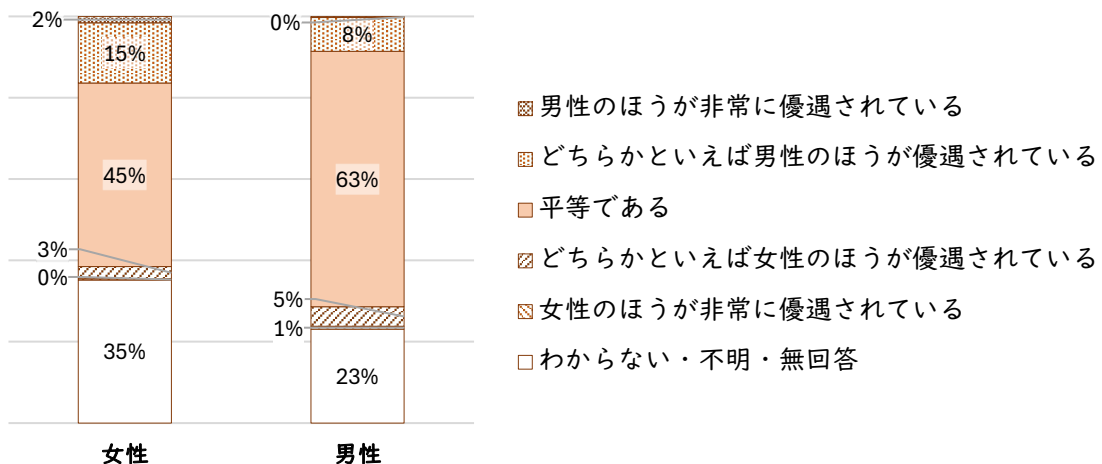
〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 学校教育の場においては、学習指導要領等に基づき、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての教育・指導が行われています。
- 男女共同参画推進員企画講座として、パネルディスカッション「となりの女（ひと）の田辺ぐらし～みんなが元気になるために～」、講座「アンガーマネジメント講座～怒り、イライラを上手に伝えよう～」、「大人のためのお金と生活の知恵」、「妻が認知症になって～妻が認知症になったら、夫として何ができるでしょうか？～」などを開催しました。
- 男女共同参画連絡会企画講座として、講座「やばい！これ、アンコンシャスバイアスかも？～自分の中の偏見や思い込みに気づくことから始めよう～」、映画鑑賞会「おいしい家族」、「マイ・インターン」、ワークショップ「出会いは一期一会 あなたと私のいい関係」などを開催しました。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 学校教育の場における男女の平等感について、男女ともに「平等である」と回答した方の割合が最も多くなっています。

【学校教育の場における男女の平等感について】



理念実現に向けて必要なこと

男女共同参画社会の実現には、次世代を担う子供たちへの男女平等を推進する教育が欠かせないものです。男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての教育や指導を行っていくことが必要です。

また、男女共同参画社会の実現に向け、主体的に考え、行動できる人材の育成を図るための生涯にわたる学習機会を提供していくことが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
2	学校における男女平等を推進する教育の充実 ①学習指導要領に基づく、児童生徒の発達の段階に応じた、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての教育・指導の推進 ②教職員等の人権意識・男女共同参画意識向上のための研修の実施 ③個性と能力に応じた職場体験学習や進路指導の取組 ④人権・男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し ⑤学習指導要領に基づく性に関する指導 ⑥生徒指導提要（改訂版）を踏まえた性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応	学校教育課
3	生涯にわたる男女共同参画学習の推進 ①まちづくり学びあい講座「男女共同参画社会の実現をめざして」「田辺市人権尊重のまちづくり条例について」の実施 ②公民館等における人権学習会の実施 ③田辺市男女共同参画推進員の活動 ④田辺市男女共同参画連絡会の活動 ⑤田辺市人権擁護連盟の活動 ⑥田辺市企業人権推進協議会の活動	生涯学習課 男女共同参画推進室 人権推進課 商工振興課

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 市の審議会等の委員に占める女性の割合の増加に向けて、担当課にヒアリングを行うなどの取組を行っています。

〈内閣府・男女共同参画白書における男女共同参画社会の形成の状況の推移〉

- ◆地方議会における女性議員の割合、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合、地方防災会議の委員に占める女性の割合、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合、上場企業役員に占める女性の割合、民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合、農協、漁協、森林組合における女性の参画状況

〈内閣府「みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等」〉

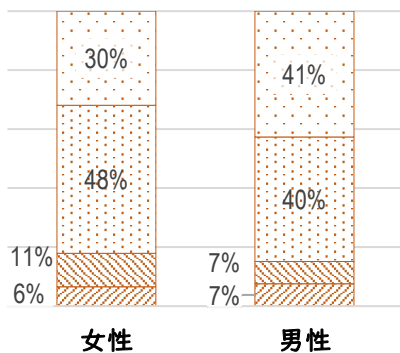
- ターゲット 5.5 政治・経済・社会の中で何かを決める場に、女性と男性が同じように参加したり、リーダーになったりできるようにする。

〈アンケート調査より〉

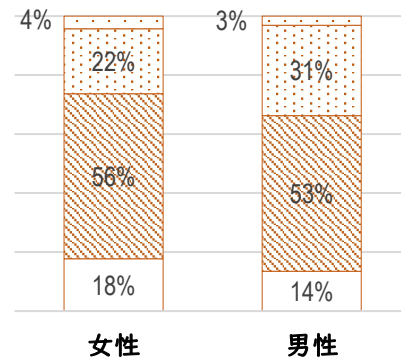
- ▲女性が多く就いた方がよいと思う役職・公職について、「県や市町村の審議会や委員会のメンバー」と「職場の管理職」は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が約8割となっています。
- ▲一方で、就任や立候補を依頼された場合、男女とも「県や市町村の審議会や委員会のメンバー」は半数以上が、「職場の管理職」は約4割が「ことわる」と回答しています。

【県や市町村の審議会や委員会のメンバー】

■女性が多く就いた方がよい



■就任や立候補を依頼されたら

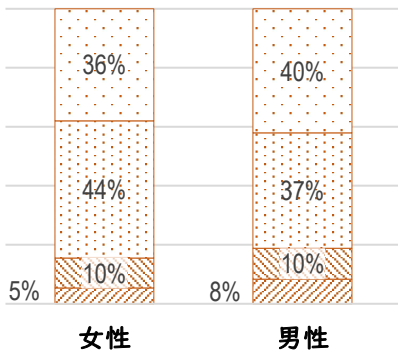


- そう思う
- ▨ どちらかといえばそう思う
- ▩ どちらかといえばそう思わない
- ▧ そう思わない

- 引き受ける
- ▨ 状況により引き受ける
- ▩ ことわる
- ▧ わからない・無回答

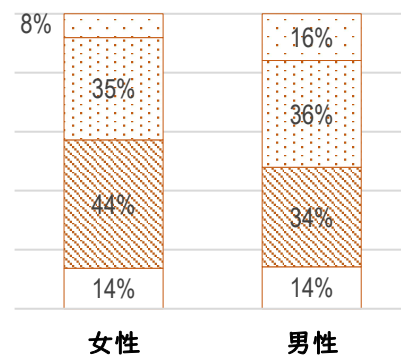
【職場の管理職】

■女性がもっと就いた方がよい



- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

■就任や立候補を依頼されたら



- 引き受ける
- 状況により引き受ける
- ことわる
- わからない・無回答

理念実現に向けて必要なこと

政策・方針決定過程への男女共同参画の成果指標は多岐にわたっており、行政分野だけでなく経済分野においても、女性の割合の増加や女性の参画促進を進めていくことが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
4	行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ①審議会等の委員に占める女性の割合の増加 ②市の管理職に占める女性の割合の増加 ③小中学校の管理職に占める女性の割合の増加	各課 総務課 学校教育課
5	事業者・経済団体における方針決定過程への男女共同参画の促進 ①関係機関等と連携し、役員・管理職に占める女性の割合の増加について、事業者に対して情報発信 ②農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会における意思決定の場への女性の参画促進	商工振興課 農業振興課 水産課 山村林業課

(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 一般社団法人全日本女子野球連盟から女子野球タウンに認定されたことから、少年野球教室等で男女が参加しやすい事業を心がけるとともに、講演会「夢ある限り努力は無限」を開催しました。

〈内閣府・男女共同参画白書における男女共同参画社会の形成の状況の推移〉

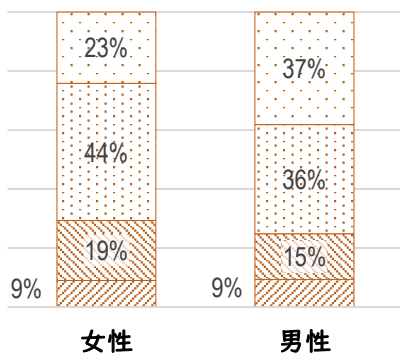
- ◆ 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合、農業委員に占める女性の割合

〈アンケート調査より〉

- ▲ 女性がかつて就いた方がよいと思う役職・公職について、「町内会長、区長、自治会長」は、男女ともに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が約7割となっています。一方で、就任や立候補を依頼された場合、男女ともに半数以上が「ことわる」と回答しています。
- ▲ 地域活動の場における男女の平等感について、女性は「男性のほうが非常に優遇されている」「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」と回答した割合が約35%、男性は「平等である」と回答した割合が約45%となっています。

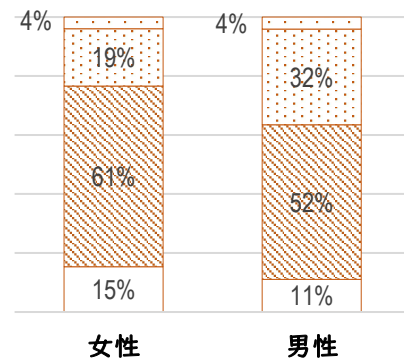
【町内会長、区長、自治会長】

■ 女性がかつて就いた方がよい



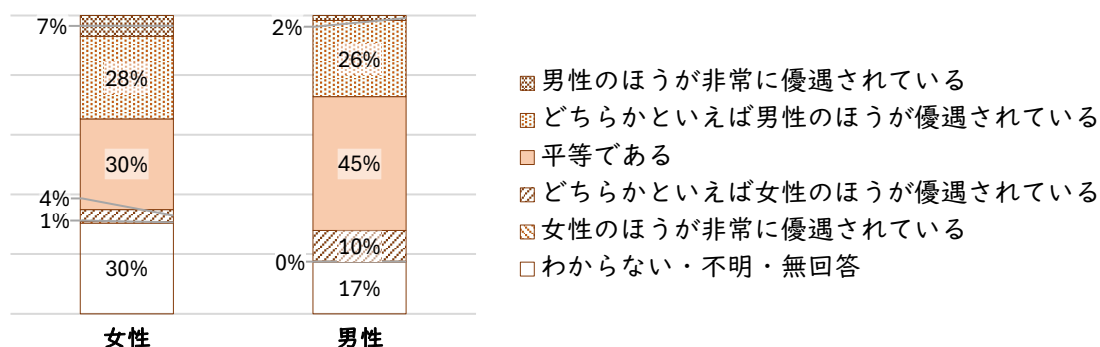
- そう思う
- ▨ どちらかといえばそう思う
- ▩ どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

■ 就任や立候補を依頼されたら



- 引き受ける
- ▨ 状況により引き受ける
- ▩ ことわる
- わからない・無回答

【地域活動の場における男女の平等感について】



理念実現に向けて必要なこと

男女共同参画社会の形成のためには、男女が地域のあらゆる場において対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要となります。様々な分野において女性の意欲や能力を十分に生かし、活躍することができる環境づくりが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
6	地域社会における男女共同参画の推進 ①単位町内会・自治会、単位PTAの会長や役員に占める女性の割合の増加	自治振興課 生涯学習課
7	まちづくりの多様な分野における男女共同参画の推進 ①まちづくりの各分野における男女共同参画の視点を踏まえた講座、講演会などの開催 ②一時保育等の充実による各種活動への参加促進 ③田辺市自治会連合会、田辺市PTA連合会など市で事務局を担っている各種団体の会長や役員に占める女性の割合の増加 ④農業委員など市の非常勤特別職等の委員等に占める女性の割合の増加 ⑤人権擁護委員など国が委嘱する委員に占める女性の割合の増加 ⑥シルバー人材センターと連携した、働く意欲のある女性高齢者への就労支援 ⑦一般社団法人全日本女子野球連盟の女子野球タウン認定を踏まえた女子野球普及と地域活性化の取組の推進をはじめとした女性のスポーツ参加の促進	各課

(5) 消防・防災分野における男女共同参画の推進

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 「災害に強い地域をつくる」、「教えて！女性分団さん」などの講座を開催しました。
- 避難所の運営について、性別等に配慮した運営を確保するためにマニュアルの整備や訓練の実施に取り組んでいます。
- 備蓄計画について、女性の生理用品を一定数確保しましたが、今後は適正数量を配備する方向性で進めています。
- 避難所における女性の相談窓口については、保健師が巡回することによって女性の相談役を担うこととなっています。
- 田辺市における消防職員のうち、女性の割合は5%を超えており、国が掲げる目標数値を達成しています。

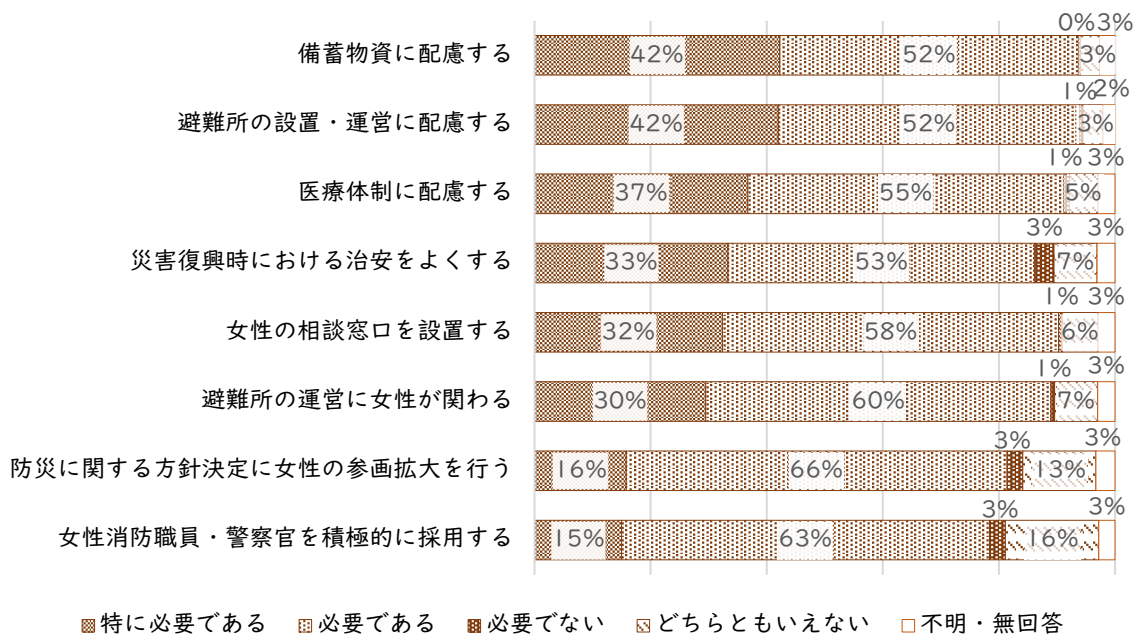
〈内閣府・男女共同参画白書における男女共同参画社会の形成の状況の推移〉

- ◆ 消防団員に占める女性の割合、消防吏員に占める女性の割合

〈アンケート調査より〉

- ▲ 防災・災害復興における女性への配慮について、「備蓄物資に配慮する」、「避難所の設置・運営に配慮する」、「医療体制に配慮する」、「女性の相談窓口を設置する」は、「特に必要である」「必要である」の割合が9割を超えています。

【防災・災害復興における女性への配慮について】



理念実現に向けて必要なこと

災害発生時には、男女共同参画の視点に立った対応が必要であり、今後も男女共同参画の視点を取り入れながら、安全・安心なまちづくりを推進することが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
8	消防・防災分野における男女共同参画の推進 ①男女共同参画の視点を大切にした田辺市避難所運営マニュアルの見直し ②男女共同参画の視点を大切にした備蓄計画の見直しと備蓄品の調達（更新、追加購入など） ③男女共同参画の視点を大切にした防災学習会や避難所運営訓練の実施と女性の参加率の向上 ④自主防災組織の会長や役員に占める女性の割合の増加 ⑤田辺市消防団女性消防団員の増加 ⑥消防庁女性活躍ガイドブックを踏まえた女性消防吏員の活躍推進	防災まちづくり課 消防総務課

(6) 家庭生活における男女共同参画の促進

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- パパカジメン料理教室「パパッと包む彩りメニュー」、DVD鑑賞会「妻よ薔薇のように 家族はつらいよⅢ」を開催しました。
- パパママ教室の実施や「父子健康手帳」の配布により、男女が共に家事・育児を担うことができるよう啓発しています。

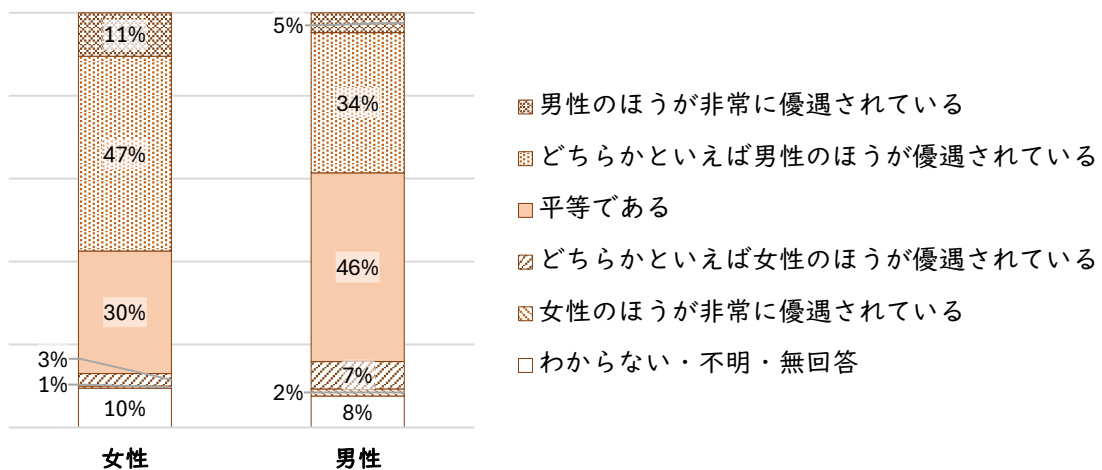
〈内閣府「みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等」〉

ターゲット 5.4 お金が支払われない家庭内の子育て・介護や家事などはお金が支払われる仕事と同じく大切な「仕事」であるということを、公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて、認めるようにする。

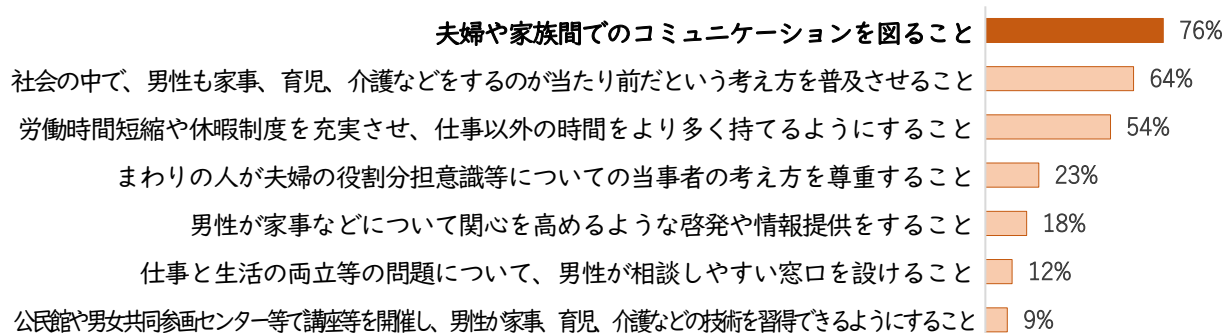
〈アンケート調査より〉

- ▲ 家庭生活における男女の平等感について、女性では「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」が約 47%で最も高く、男性では「平等である」が約 46%で最も高くなっています。
- ▲ 男性が家事、育児、介護に積極的に参加していくために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションを図ること」が最も高く、次いで「社会の中で、男性も家事、育児、介護などをするのが当たり前だという考え方を普及させること」、「労働時間短縮や休暇制度を充実させ、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」となっています。

【家庭生活における男女の平等感について】



【男性が家事、育児、介護に積極的に参加していくために必要なこと】



理念実現に向けて必要なこと

家庭の中では、子育てや介護などの家のことをするとき、家族の一員として、お互いの知識と能力を活かした役割分担をして、しっかりやる必要があります。そして、家のこと以外にも、仕事や趣味などの自分のやりたいことをできるようにすることが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
9	<p>家庭生活における男女共同参画の促進</p> <p>①男性の家庭生活への参画や、共に協力して家事・育児・介護等を担うための講座、講演会などの開催</p> <p>②パパママ教室による産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくり</p> <p>③お父さんのための育児ガイドブック「父子健康手帳」の配布</p>	<p>男女共同参画推進室</p> <p>健康増進課</p>

2 女性が活躍できる環境づくり

(1) 職業生活における女性活躍の推進

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 商工振興課のホームページで、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休暇、女性の就業支援に関する情報等の情報を掲載し、パンフレットも配布しています。
- 働きやすい環境づくりやハラスメントのない職場づくりの必要性についての広報を、商工振興課のホームページや冊子やパンフレットの配布等を通じて実施しています。
- 大企業では、育児・介護休業等の福利厚生が充実していることも多いのですが、市内では中小企業が多いため、制度の整備を進めるのが難しく、働き方の理解促進が課題となっています。
- 農業分野では様々な施策等の説明会等を通じて家族経営協定の締結を促しています。
- 農林水産漁業においては、男性女性問わず、なり手の不足や高齢化が課題となっています。
- ビジネスの視点を持った人材の育成とビジネスモデルの創出に向けて、「たなべ未来創造塾」、「たなべプチ起業塾」、「創業ゼミ」を開催しています。
- 再就職支援セミナー「もう一度働きたいあなたのために～仕事に活かすパソコン講座～」を開催しました。

〈女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本原則〉

- ① 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として行うこと。
- ② 女性の職業生活における活躍の推進は、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動についてその役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として行うこと。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

〈女性デジタル人材育成プランの位置付け〉

- デジタル推進人材の育成・確保については、性別の分け隔てなくすべての人材が自分の力を発揮できるよう、ジェンダーギャップの解消が重要であるとの認識に立って、その取組を進めていくこととする。
- 女性の就業獲得や所得向上に向けては、こうした全体向けの支援策の一環としてデジタル人材育成に取り組むことのみならず、特に女性を念頭においた取組についても積極的に実施していくことが期待されている。

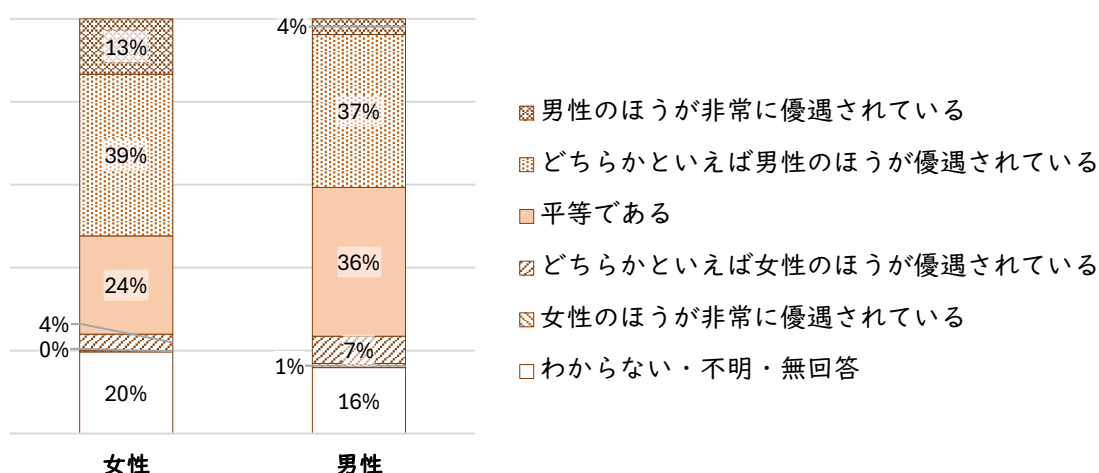
〈内閣府・男女共同参画白書における男女共同参画社会の形成の状況の推移〉

- ◆年次有給休暇取得率、男性の育児休業取得率、起業家に占める女性の割合

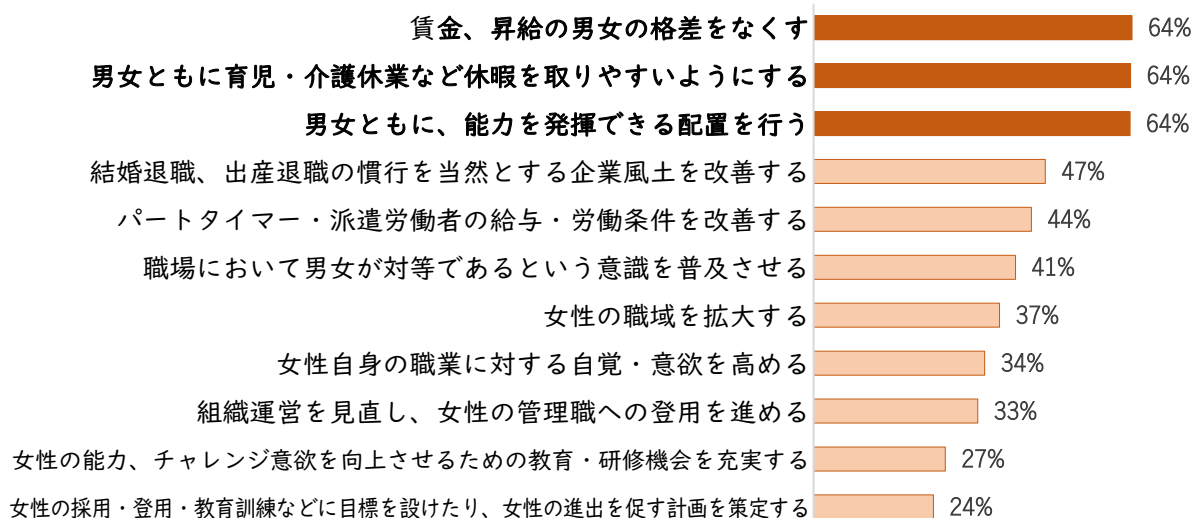
〈アンケート調査より〉

- ▲職場における男女の平等感について、「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」が最も高く、女性が約39%、男性が約37%となっています。
- ▲男女が対等に働くために必要なことについて、市民アンケートでは、「賃金、昇給の男女の格差をなくす」、「男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする」、「男女ともに能力を発揮できる配置を行う」と回答した方が多くなっています。
- ▲女性の活躍を推進するために必要なことについて、事業所アンケートでは、「意欲や能力のある女性に幅広い仕事上の経験を与え、職域を拡大している」、「出産しても継続して就業できるよう勤務地や勤務条件に配慮している」、「仕事と家庭の両立のための制度を整備し、活用を促進している」と回答した事業が多くなっています。
- ▲男女共同参画の実現に力をいれていくべきことについて、「男女の仕事と家庭との両立を支援する」は、約4割で、第2位となっています。

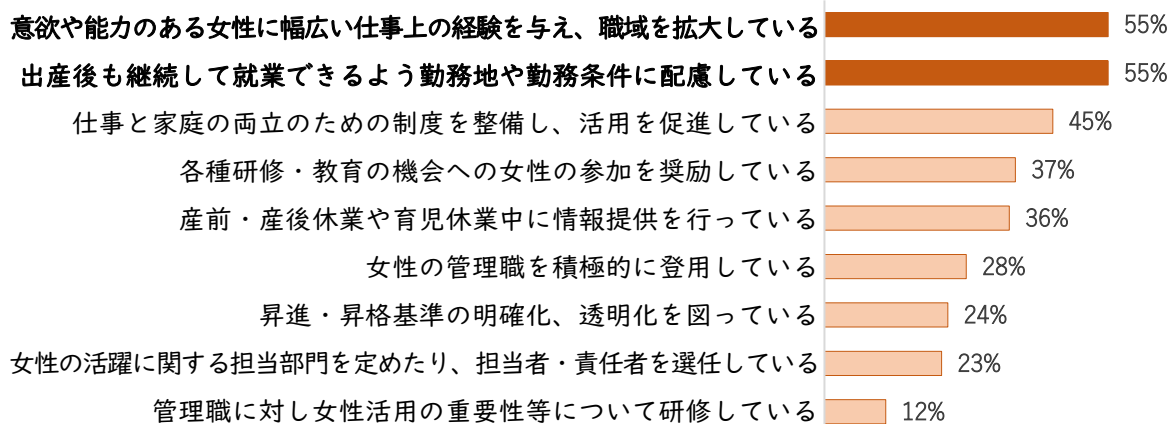
【職場における男女の平等感について《市民アンケート》】



【男女が対等に働くために必要なことについて《市民アンケート》】



【女性の活躍を推進するために取り組んでいることについて《事業所アンケート》】



理念実現に向けて必要なこと

女性が、仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることができるようになるために、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
10	<p>女性が活躍できる就業環境の整備の促進</p> <p>①女性が活躍できる環境整備に向けた県の女性活躍企業同盟への参加促進</p> <p>②仕事と子育てが両立できる社会の実現に向けたわかやま結婚・子育て応援企業同盟への参加促進</p> <p>③関係機関等と連携した、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定・公表や女性活躍に関する情報の公表についての情報発信</p> <p>④関係機関等と連携した、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）についての情報発信</p> <p>⑤関係機関等と連携した、子育ての社会化の重要性を浸透させるため、育児休業、介護休業、時短勤務などの各種制度の利用について情報発信</p> <p>⑥関係機関等と連携した、長時間労働などの働き方の見直しや、仕事も家庭も両立できる職場環境づくりについて情報発信</p> <p>⑦関係機関等と連携した、セクシュアル・ハラスメント防止について情報発信</p>	商工振興課
11	<p>女性の職業能力開発等の促進</p> <p>①関係機関等と連携した、女性の職業能力の開発や必要な技能の習得に関する情報発信</p> <p>②関係機関等と連携した、女性の就業や起業等に関する情報発信</p> <p>③創業ゼミ、たなべ未来創造塾、たなべプチ起業塾による起業・第二創業等の支援</p>	商工振興課 たなべ営業室
12	<p>農林水産業における男女共同参画の推進</p> <p>①パートナーシップ経営とワーク・ライフ・バランスの確保に向けた家族経営協定の促進</p> <p>②認定農業者に占める女性の割合の増加</p> <p>③国の女性農林水産業者の活躍支援施策の活用</p> <p>④「農山漁村女性の日」を利用した啓発活動の展開</p>	農業振興課 山村林業課 水産課 男女共同参画推進室

(2) 子育て・介護等の支援体制の充実

現 状

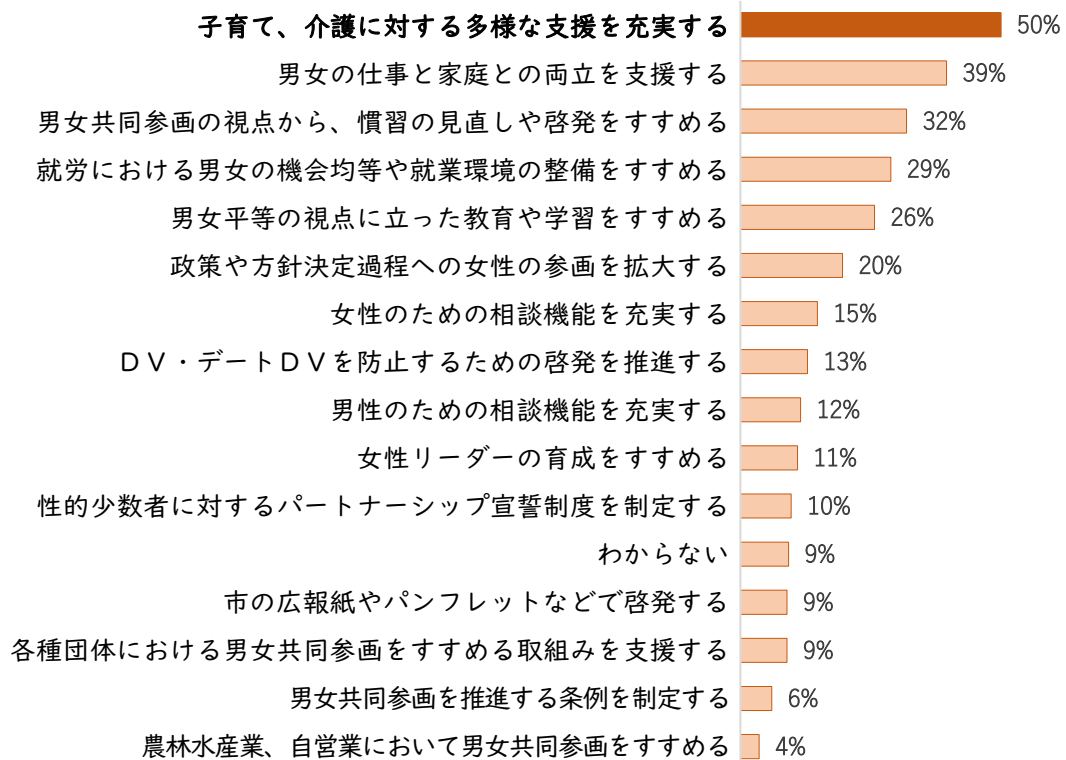
〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 田辺市子ども・子育て支援事業計画の基本的視点には、「男女共同参画による子育て環境づくり」として、「少子化対策の観点からも、男女共同参画を推進し、男女ともに安心して仕事や社会参加と子育てが両立できる環境づくりを進め、男女が互いに協力し合って自信を持って楽しい子育てができるための環境づくりが必要です。」としています。

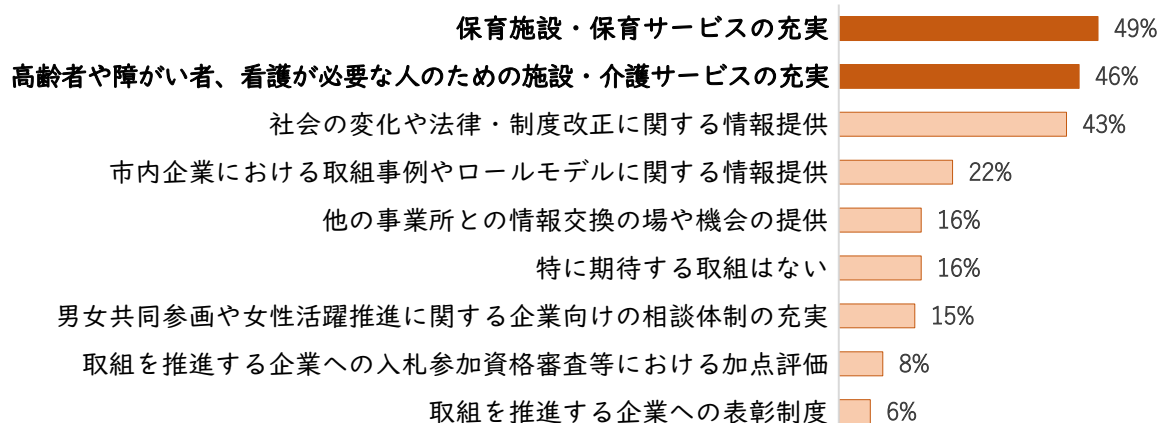
〈アンケート調査より〉

- ▲ 各家庭における日常的な家庭・仕事等の役割分担について、現状では「高齢者や病人の世話・介護」、「育児、子どもの勉強やしつけ」では「主に女性」と回答した方が多くなっています。
- ▲ 男女共同参画の実現に力をいれていくべきことについて、「子育て、介護に対する多様な支援を充実する」は、約半数を占めており、第1位となっています。
- ▲ 事業所における男女共同参画を推進する上で市に期待する取組について、「保育施設・保育サービスの充実」が第1位で、「高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護サービス」が第2位となっています。

【男女共同参画社会の実現に向けて力をいれるべきこと《市民アンケート》】



【男女共同参画を推進する上で市に期待する取組《事業所アンケート》】



理念実現に向けて必要なこと

女性は、家事・育児・介護の多くを担っており、仕事との両立やキャリア形成に困難を抱えています。また、男性は、仕事に多くの時間を費やしており、家庭生活や子供の健全育成に十分に関われない場合があります。子育てや介護のサービスを充実させることで、男女ともに自分らしく生きるための選択肢や機会を広げていくことが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
13	男女共同参画・女性活躍につながる子育て・介護等の支援の充実 ①田辺市子ども・子育て支援事業計画による安心して仕事や社会参加と子育てが両立できる環境づくりの推進 ②田辺市長寿プラン（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）による介護保険サービスの提供 ③田辺市障害福祉計画及び障害児福祉計画による障害福祉サービスの提供	子育て推進課 やすらぎ対策課 障害福祉室

3 多様な立場の人々が安心できる環境づくり

(1) 相談体制の整備

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 女性電話相談の相談内容は、人間関係の悩みの相談が最も多く、全体の約半数を占め、次いで、こころ・からだの悩み、配偶者・パートナーとの悩みが多い状況となっています。
- 「DV被害者支援センター（紀南DVセンター）」「男性のための電話相談（県）」の啓発カード等を案内カウンターに配置するとともに、街頭啓発において関連グッズを配布することで、DVやハラスメントに関する情報や防止の啓発、相談窓口の周知を実施しています。
- 相談員ステップアップ講座として、「知っておきたい若年層の性暴力・性被害の実情～子どもたちを守るため～」、「ここでしか聞けない男性相談現場のおはなし」、「コロナ禍における女性の悩み～相談現場から見たこと～」、「モラル・ハラスメントとは？～見えにくい精神的暴力～」、「思春期の子どもとのつきあい方～あなたが子どもに伝えたいことは何ですか？」、「母娘・その生き方～私が私の中の母を思う時～」などを開催しました。

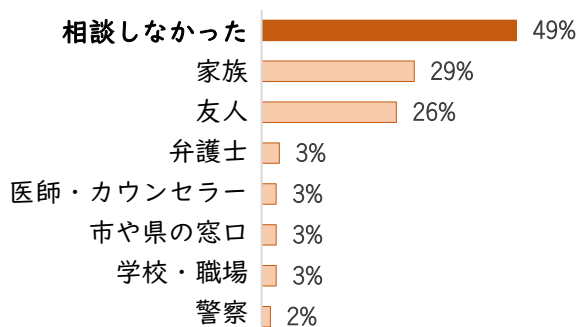
〈内閣府・男女共同参画白書における男女共同参画社会の形成の状況の推移〉

- ◆ 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合

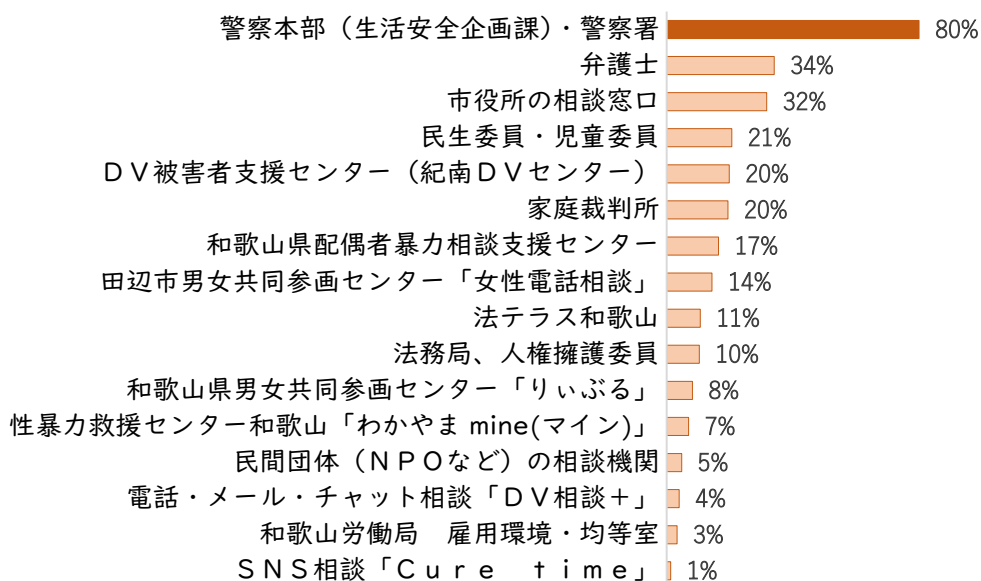
〈アンケート調査より〉

- ▲ DV等の暴力を受けた際に相談しなかった方の割合は半数程度となっています。
- ▲ DVやハラスメント等の相談窓口についての認識は、警察が約8割で最も多く、次いで、弁護士、市役所の相談窓口が、それぞれ3分の1程度となっています。

【DV等の暴力を受けた際に相談先】



【DV等の相談窓口の認知度】



理念実現に向けて必要なこと

DV、性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春などは、女性が被害者になる割合が男性に比べて高い状況にあり、専門的な知識や経験を持つ支援者に相談することは、被害者の安全や権利の確保、心身の回復、自立の促進など、様々な面で重要な意味があることから、誰もが安心して相談できる相談窓口の整備や周知・啓発が必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
14	相談体制の整備 ①女性が出会う様々な悩みをともに受け止め、気持ちの整理のお手伝いをし、問題解決のための一歩を踏み出す応援につなげていくための女性電話相談の実施 ②ホームページ、SNS、街頭啓発などによる女性電話相談の周知 ③女性電話相談員等の知識や技術の向上のための研修の実施 ④高齢であること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、性的指向・性自認（性同一性）に関すること、同和問題に関すること等、様々な人権に関わる主な相談窓口の設置や専門機関の紹介	男女共同参画推進室 各課

(2) 男女間の暴力の根絶をめざす仕組みづくり

現 状

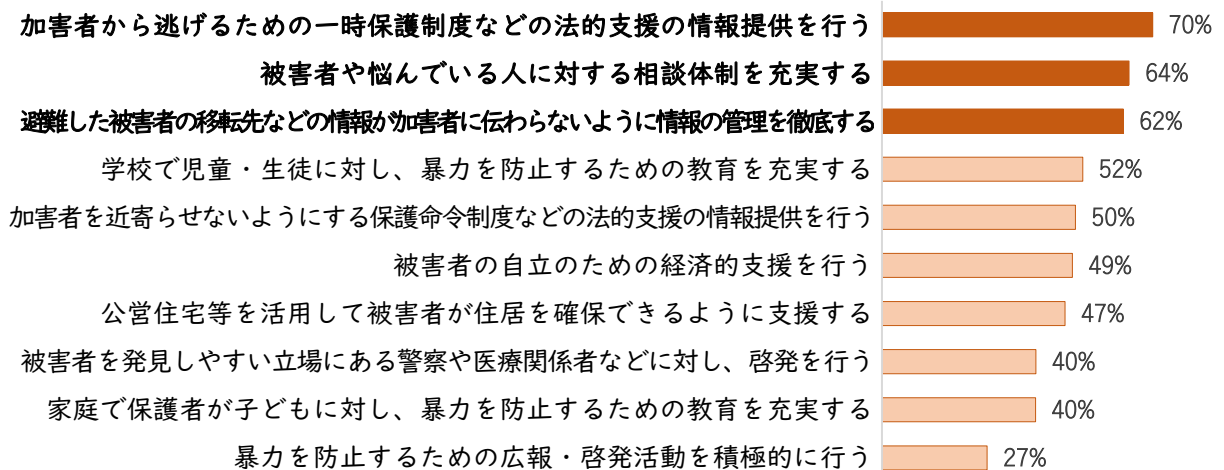
〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 庁内関係部署において、DV被害者に係る連携強化や情報管理の徹底を図っています。
- 各種制度の情報提供と活用援助、西牟婁振興局等との連絡調整機能の強化によってDV被害者が安全・安心に暮らせるように対応しています。

〈アンケート調査より〉

- ▲ DV防止や被害者支援のために必要なことについて、「加害者から逃げるための一時保護制度などの法的支援の情報提供を行う」が約7割で最も高く、次いで「被害者や悩んでいる人に対する相談体制を充実する」と「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」が6割強となっています。

【DV防止や被害者支援のために必要なこと】



理念実現に向けて必要なこと

DV等の被害者対応は、1つの機関だけで問題を解決することは困難であり、暴力の種類や状況によって、必要な支援の内容や順序が異なりますので、警察や医療機関、相談機関やシェルター、行政や司法など、様々な機関の協力が不可欠です。関係機関が連携して、被害者のニーズに応じた適切な支援を提供することで、被害者の安全や権利の確保、心身の回復、自立の促進などを図っていくことが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
15	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成 ①「女性に対する暴力をなくす運動期間」における啓発活動 ②ホームページ、SNSによるDV・デートDVについての啓発 ③DV・デートDVに関する講座・講演会などの開催	男女共同参画推進室
16	関係機関等との連携によるDV被害者の保護と自立に向けた支援 ①和歌山県配偶者暴力相談センター、DV被害者支援センター（紀南DVセンター）、電話・メール・チャット相談「DV相談+」等の相談窓口の周知 ②女性電話相談の実施（再掲） ③県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携したDV被害者対応の実施と情報管理の徹底 ④DVがある家庭の子どもの情報の厳重な管理と就学機会の確実な確保 ⑤配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害者を守る住民基本台帳事務における支援措置（閲覧・写し等の交付の申請・申出の制限） ⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者等にかかる市営住宅入居資格の整備	男女共同参画推進室 子育て推進課 学校教育課 市民課 建築課

(3) 困難を抱える女性への支援

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- ひとり親家庭等医療費、ひとり親家庭等自立支援など、ひとり親家庭の生活の安定や自立の支援を行っています。
- 母子向けの市営住宅を常設することは出来ていますが、父子向けのものはなく、今後検討が必要となっています。
- 離婚等が発生した場合、各課が連携しながら適切な窓口の相談へ結び付けています。

〈困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の基本理念〉

◆ 性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

〈内閣府「みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等」〉

ターゲット 5.2 すべての女性へのあらゆる暴力（女性を売り買いしたり、性的な目的などで一方的に利用すること）をなくす。

理念実現に向けて必要なこと

性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、関係機関と連携して取り組むことが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
17	性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、売買春など困難を抱える女性への支援 ①県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携した性犯罪やストーカー行為、売買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事案、人身取引等に対する注意喚起 ②女性電話相談の実施（再掲） ③県、警察、関係市町村、庁内関係課等と連携した困難を抱える女性への支援	男女共同参画推進室
18	ひとり親家庭への支援 ①児童扶養手当支給 ②ひとり親家庭等医療費助成 ③母子・父子自立支援プログラム策定 ④母子・父子家庭自立支援教育訓練給付 ⑤母子・父子家庭高等職業訓練促進給付 ⑥ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援補助 ⑦養育費確保支援給付 ⑧ひとり親世帯育児支援助成 ⑨母子生活支援施設入所措置 ⑩母子世帯向け特定目的公営住宅の確保	市民課 保険課 子育て推進課 建築課

(4) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 「多様な性を考えよう～基礎知識と身近な人からのカミングアウト（打ち明け）を受けたら～」などの講座や、「おいしい家族」「シェアしてみたらわかったこと」「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～」などのビデオ上映会・DVD鑑賞会を開催しました。

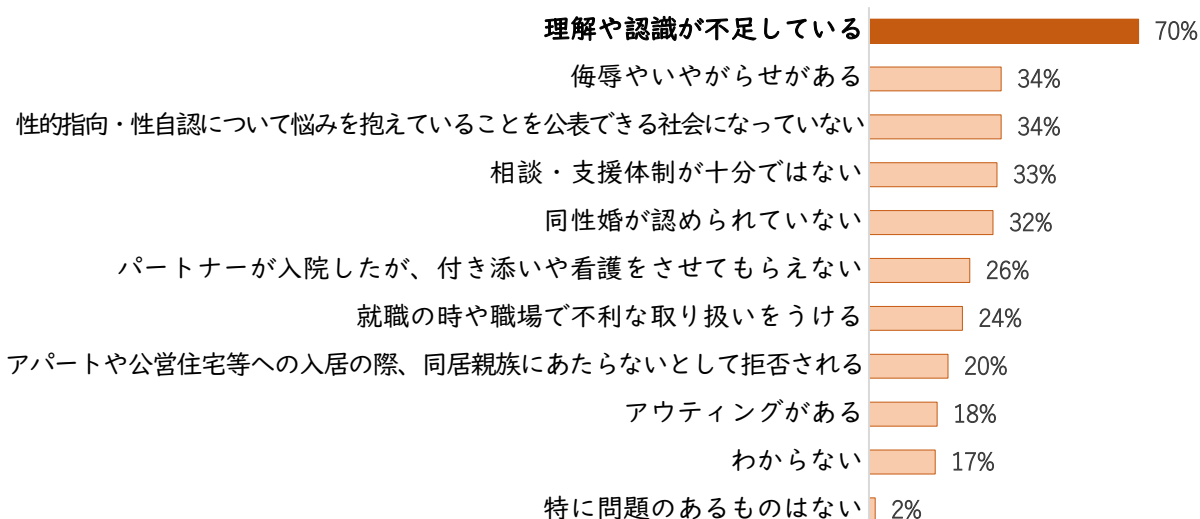
〈性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解の増進に関する法律の基本理念〉

- ◆ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

〈アンケート調査より〉

- ▲ 性的少数者の方の人権上の問題について、「理解や認識が不足している」が約7割と最も高く、次いで「侮辱やいやがらせがある」、「性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない」、「相談・支援体制が十分ではない」がそれぞれ約3分の1となっています。

【性的少数者の方の人権上の問題】



理念実現に向けて必要なこと

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、知識の着実な普及、相談体制の整備、心身の発達に応じた教育や学習などにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を育てていく必要があります。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
19	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進 ①性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解に関する講座、講演会などの開催 ②女性電話相談の実施（再掲） ③生徒指導提要（改訂版）を踏まえた性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応（再掲）	男女共同参画推進室

(5) 生涯を通じた健康づくり支援

現 状

〈進捗管理・各課ヒアリングより〉

- 年代ごとの健康づくりの啓発活動や健康診査、各種がん検診、健康教室の開催、喫煙や薬物に関する適切な情報提供を通じて生涯にわたる健康づくりへの支援を行っています。

〈内閣府・男女共同参画白書における男女共同参画社会の形成の状況の推移〉

- ◆子宮頸がん検診、乳がん検診受診率

理念実現に向けて必要なこと

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることが必要です。

具体的な取組

No.	取組内容	主な担当課
20	生涯を通じた健康づくり支援 ①女性が直面する健康課題（月経関連症状、妊娠・出産関連、更年期症状等）に関する情報発信 ②子宮頸がん・乳がん検診の受診率向上 ③学習指導要領に基づく性に関する指導（再掲）	健康増進課 男女共同参画 推進室
21	妊娠・出産に関する健康づくり支援 ①マタニティスクールによる安産のためのからだづくり等の支援 ②妊婦健康検査による産後間もないお母さんの「こころ」と「からだ」の健康状態の把握と産後初期段階の支援 ③保健師による妊娠中の心配事相談や助産師の派遣 ④妊娠期の喫煙・受動喫煙や飲酒による健康被害に関する正しい情報発信	健康推進課

第 3 章

プランの推進

この章では、本プランの推進について掲載しています。

1 プランの推進

(1) 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に関する課題は広範囲にわたっており、あらゆる行政分野に直接的・間接的に関わっています。本プランを効果的に推進するためには、各分野の施策を相互に関連させ、課題解決に向けて総合的に取り組んでいくことが重要です。

男女共同参画関係施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の男女共同参画推進本部を中心として、関係各課と連携し、取組を推進していきます。

取組内容	主な担当課
行政における男女共同参画の推進 ①部門別計画への男女共同参画の視点の盛り込み ②男女共同参画の視点を踏まえた市の発行物の検証 ③男女共同参画に関する職員研修の実施 ④市職員採用試験の受験者や採用者に占める女性の割合の増加	各課 男女共同参画推進室 総務課

(2) プランの進捗管理

男女共同参画社会の実現に向けた施策を着実に推進するためには、推進体制とともに、進捗状況の管理が重要です。

また、本プランの進捗状況や社会情勢の変化、法制度の改正等に対応するため、プランの見直しを進めていくことも必要です。

このため、庁内の男女共同参画推進本部において、田辺市男女共同参画懇話会から出された意見への対応を検討するとともに、毎年度、進捗状況を取りまとめ、現状と課題、今後の取組方針を共有します。

(3) 協働による取組の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、市民、事業者、関係機関・団体等が、それぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取組を展開することが必要です。

そうしたことから、市内の各種団体や市民との連携を深め、協働して、本プランの総合的かつ効果的な推進を図っていきます。

(4) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画に関する施策の推進を図るため、国や県の計画や方針について情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策へ反映させることが必要です。

男女共同参画社会の実現に向け、情報交換や交流を通じ、国、和歌山県、他市町村や事業主及び学校等様々な分野・機関との連携に努めます。

(5) 男女共同参画懇話会の役割

一般的に懇話会は、市民と行政が対等な立場で話し合い、共通の目的を達成するために協力して活動することを目指す協働の一つの形態であり、市民の意見や要望を行政に反映させるための場、市民の参加意識や能力を高めるための場、市民と行政の信頼関係を築くための場としての機能を持っています。

そうしたことを踏まえ、田辺市男女共同参画懇話会では、男女共同参画の取組状況や達成状況を把握するとともに、定期的に関係機関や団体、市の関係課との意見交換を行い、互いの立場や特性を認識・尊重しながら、本プランが目指している「だれもが認め合い 幸せを実感できるまち たなべ」の実現に向けて、協力・連携する中心的役割を果たしていきます。